

駒ヶ根市遠距離通勤人材確保支援事業補助金 申請時チェックリスト & 留意点

ご申請の際には「ご案内」と併せ、下記の記載内容等についてご確認ください。

□補助対象者に該当しますか

- ・ 業種、資本金、従業員数を必ずご確認ください。
- ・ 「みなし大企業」、「創業1年未満の事業者」等、対象外のケースがあります。

□対象となる従業員はいますか。また、当該従業員は何名いて、通勤手当をどれくらい支給しますか。

- ・ 1社あたりの単一年度内の申請可能回数は一度のみです。
- ・ 対象となる方が複数名いる場合には、全員分の通勤手当の支給額でご申請ください。

□申請のスケジュール等について

①補助金申請書を提出

- ・ 補助金申請書は、事業完了日よりも前にご提出ください。
- ・ 補助対象となる期間（令和7年4月1日～令和8年1月31日）に支払う見込みの通勤手当の額を基に計算し、「交付申請金額」をご申請いただきます。

②実績報告書を提出

- ・ ①で申請した事業期間が終了してから、30日以内 or 令和8年2月27日のいずれか早い日までに提出してください。
- ・ ①から②の間で「交付申請金額」に変更があった場合には、変更申請が必要です。

③実績報告後、請求書を提出（補助金交付）